

下水道、いつかは私にもどる水

平成18年4月から下水道使用料が変わります

市民の皆様には、日ごろから下水道事業につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

下水道使用料を平成18年4月より改定（値上げ）させていただきますことになりましたのでお知らせします。

下水道は、健全で快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全を図るために欠くことのできない重要な都市施設です。当市においても、市政の最重要施策の一つとして、その事業の推進に鋭意努力しているところです。

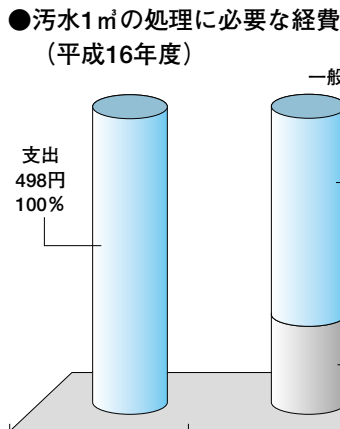
平成16年度末現在で約22、800人の皆様が下水道を利用できるところまで整備が進み、約19、000人の皆様にご利用いただき、清潔で快適な生活を実感していただいています。

◆使用料改定の考え方、理由

汚水を処理するには、下水道の清掃や処理場の運転などの施設を維持管理するための費用（維持管理費）と下水道を建設するために借りたお金（市債）の返済にあてる費用（資本費＝元金＋利子）など、さまざまな経費がかかります。

これらの経費は、使用者が特定される施設であり、使用者は生活環境の改善などの利益を受けること、また、汚

水は排出者と排出量が明確であり、私的価格が強いことから私費（下水道使用料）で賄うこととされています。しかし、汚水を1㎡処理するために要する経費（汚水処理原価）は、498円となっていますが、使用料でそのうちの148円を賄い、残りは一般会計からの繰入金で補われています。



●汚水1㎡の処理に必要な経費（平成16年度）

このことは、一般会計からの負担を増やすことで補おうとすると、本来、一般会計ですべき市民サービスに影響を及ぼし、また、下水道が整備されていない地域に住む市民にも負担していただくことになるため不公平感が深まるという問題も生じてきます。こうしたことから、資本費に占める使用料対象経費の割合を15%から25%に引き

下水道って、なんだろう

世界中で「地球の環境を守ろう」というエコロジー運動が活発になってきています。私たちが永遠に、快適な生活をしていくためにはこうした自然環境をいつまでも正常で美しいまま守っていくことがとても大切なことです。

しかし、人々の暮らしが便利・高度化するにつれて、こうした環境は徐々に破壊され続けかねません。「下水道」は、破壊が進んでいる環境を守り、改善をしていくための大切な社会的基幹施設です。

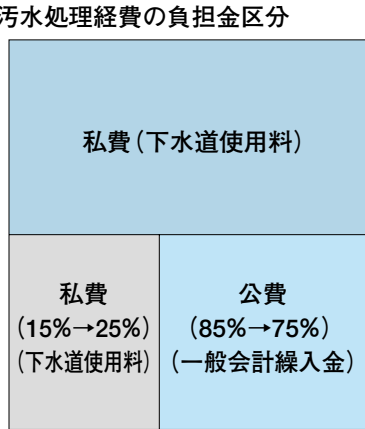
下水道は日常、あまり私たちの目に触れ、その存在を肌で感じることはありませんが、私たちの日常生活や産業・経済の活動によって出される汚水が自然や都市の中に拡散しないよう集め、きれいにするとともに、大雨による被害から人々の生命や財産を守る働きをしています。

このように、下水道はいわば、人間の身体の「静脈」のような役割を果たしています。

◆下水道の役割

皆さんの快適な暮らしと美しい自然を守る、それが下水道の役割です。

上げるなどの見直しを行い、使用料改定を行うことになりました（なお、維持管理費については全て使用料で賄われています）。



●汚水処理経費の負担金区分

（維持管理費）（資本費）

現在、当市では地理的な条件などにより、一部を国の地方交付税により賄われています。しかし、国の交付税算定方法の見直しにより、今までの料金の場合、交付税の算入が行われないこととなります。そうなった場合、現在の交付税分を使用料で賄うとすれば、高額の料金となり、一般会計からの繰入金だけで補うとすれば、ほかの行政経費を圧迫することになります。

そこで、前にも述べたように市民サービスへ影響しないよう、また市民の皆さんに不公平を感じさせないよう、今までどおり交付税が算入され、できるだけ少ない負担となる料金に改定します。

●生活環境の改善

汚いドブがなくなり、蚊やハエ、悪臭の源を断ち、周辺環境を改善します。

●トイレの水洗化

清潔で快適な水洗トイレが使えるようになり、悪臭のない、さわやかな生活ができます。

●浸水の防除

大雨が降っても、すばやく流してしまいうため浸水の心配がなく、災害から大切な財産を守ります。

●水質の保全

家庭や工場から排出される汚水を、下水処理場で浄化して川や海に放流するため、美しい自然が守られます。

◆下水道財政（平成16年度決算より）

汚水幹線整備と併せて汚水枝線の整備を進めた結果、16年度末で処理区域が708・9ヘクタール、水洗化人口が19、007人となりました。

なお、下水道普及率は57・1%、水洗化率は83・1%となっています。決算状況をみると、歳入・歳出ともに18億338万円ですが、歳出に占める公債償還額（借金返済額）は58・9%で、財源不足を一般会計からの繰入金で補っているのが現状です。

また、下水道の建設は、一般に事業の完成に長い年月を要する上に集中的に多額の投資を必要としますが、その事業効果が長期にわたるので、財源については地方債を充てています。その地方債の16年度末の市債（借金）残高は、107億797万円となっています。

◆下水道使用料改定の要旨

①改定期期

平成18年4月使用分より使用料が改定されます（新料金の請求は平成18年5月分からです）。

②改定内容

（消費税を除く）			
区分	排水汚水量	旧料金	新料金
基本料金	10㎡まで（基本料金）	1,200円	1,300円
	11㎡～20㎡（1㎡あたり）	125円	135円
超過料金	21㎡～50㎡（1㎡あたり）	140円	150円
	51㎡～200㎡（1㎡あたり）	150円	160円
	201㎡以上（1㎡あたり）	155円	170円

○平均改定率 8.11%

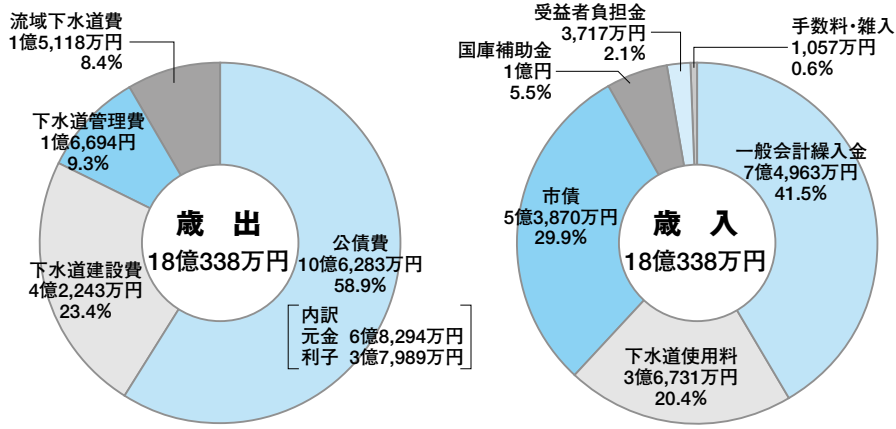
●下水道使用料計算方法

（基本料金＋超過料金）×1.05（消費税）＝請求金額
（1円未満の端数切り捨て）

●月21㎡使用した場合の計算例 ※（ ）内は旧料金による使用料

基本料金	10㎡	基本料金	1,300円（1,200円）
超過料金			
・11～20㎡	10㎡×135円		1,350円（1,250円）
・21～50㎡	1㎡×150円		150円（140円）
合計	21㎡		2,800円（2,590円）

請求金額 2,800円（2,590円）×1.05＝2,940円（2,719円）



このように財政状況が厳しい中、今後の下水道経営は経費を抑制しつつ、事業効果を最大限に発揮していくことが、今まで以上に求められています。市では、経営改善による経費節減に努めています。今後とも事業運営に的確に対応した効率的な執行体制整備に努め、経営体質の強化を図っていきます。

◎都市整備課総務係 ☎22-13325

※今回の改定は、農業集落排水処理施設使用料についても適用されます。

（単位：百万円）					
区分		18年度	19年度	20年度	21年度
歳出	下水道管理費	83	69	72	75
	下水道建設費	402	297	257	143
	流域下水道費	151	157	168	168
	計	636	523	497	386
	公債費	954	942	925	914
合計		1,590	1,465	1,422	1,300

※市債（建設費にかかる借金）の平成16年度末における未償還残高は107億797万円です。

(単位:百万円)						
区 分			18年度	19年度	20年度	21年度
歳 入	下 水 道 用 料	改定後	411	425	440	452
		現 行	380	394	407	419
		差 引	31	31	33	33
	一般会計繰入金	改定後	523	489	475	456
		現 行	554	520	508	489
		差 引	△31	△31	△33	△33
	国庫補助金		135	105	80	20
	市 債		488	412	399	339
	その他の収入		33	34	28	33
合 計		1,590	1,465	1,422	1,300	

③収支計画